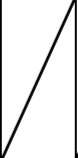
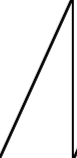
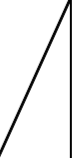


令和6年度総合評価競争入札落札者決定基準(施工体制確認型)

令和6年4月1日以降の入札から適用

評価項目		評価基準及び配点		注意事項	加算点審査申請書の添付資料	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	造園	水道施設	
A 企業の技術力	評価	安城市発注の同工種工事の前年度における「安城市優良施工業者」	該当	1点	前年度に契約金額500万円以上の同工種工事を3件以上竣工し、同工種工事においていずれの工事成績評定も7.5点以上かつ、全ての同工種工事の工事成績評定が6.5点以上であった業者のうち、工種ごとに平均点の高い上位3社を、「安城市優良施工業者」として認定し加算する。		1						
			上記以外	0点									
		安城市発注の同工種工事成績評定が6.0点未満の評価実績	6.0点未満1件につき	-1点	過去3年間に工事成績評定が6.0点未満となった工事の数に応じて減点する。		0						
			上記以外	0点									
		完全週休2日制工事への取組	3件以上	3点	令和5年4月1日から令和6年3月31日までに安城市発注の完全週休2日制工事を達成した場合(完全週休2日制工事取組証明の日付が評価対象期間内のもの)、加算する。ただし、達成した業種に限る。		3				3	3	3
			2件	2点									
			1件	1点									
			上記以外	0点									
		就労環境整備の取組	取組が2つ以上	1点	本支店が安城市に所在する事業者で、加算点申告表を提出する日の前日時点で、次の取組を行っている場合、加算する。 (1)愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 (2)女性の活躍促進宣言 (3)健康経営優良法人認定	(1)登録証の写し (2)受理証明書の写し (3)認定書の写し	1						
			取組が1つ	0.5点									
			取組なし	0点									
		若年者雇用	雇用実績あり	1点	正規社員(採用時に29歳以下)の雇用実績に応じて加算する。 該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めない。また、落札決定時点で、雇用が継続していること。 評価対象期間は、加算点申告表を提出する日の前日から過去5年間(60ヶ月)とする。	正規社員の生年月日と雇用開始日が確認できる資料(健康保険被保険者証等)の写し	1						
上記以外			0点										
	若手技術者の育成	1級国家資格	1点	以下の実績が1つ以上ある場合、いずれかに対し加算する。 (1)正規社員(資格取得時に35歳以下)が1級国家資格を取得した実績 (2)正規社員(資格取得時に29歳以下)が2級国家資格を取得した実績 資格取得実績については、落札決定時点で、雇用されている企業での取得実績に限る。 同工種に関する1級国家資格又は2級国家資格は、別紙による。 評価対象期間は、加算点申告表を提出する日の前日から過去3年間(36ヶ月)とする。 いかなる場合においても、点数の合算は行わない。	法令による合格証明書の写し又は免許証等の写し 正規社員の生年月日と雇用開始日が確認できる資料(健康保険被保険者証等)の写し	1							
		2級国家資格	0.5点										
		実績なし	0点										
小計(満点)						7	4	4	4	7	7	7	

評価項目		評価基準及び配点		注意事項	加算点審査申請書の添付資料	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	造園	水道施設					
B	地域精通	本支店の所在	安城市内 上記以外	1点 0点	本支店とは、契約条件が整う本店又は支店に限る。 地域要件が準市内、知立管内又は県内を対象とする場合に適用する。		(1)										
		同工種工事の市内施工実績	実績あり 実績なし	1点 0点									過去10年間の安城市内での同工種工事における施工実績がある場合に加点する。 JVの場合は、代表者の施工実績とする。下請けでの実績は認めない。 地域要件が準市内、知立管内又は県内を対象とする場合に適用する。	工事実績を確認できるものの写し(工事実績情報システム竣工時の登録データの写し)	(1)		
	地域貢献	前年度までの災害に関する協力事業者登録又は協定締結及び前年度の活動実績	活動実績あり	2点	前年度までに登録済又は協定締結済であれば加点し、前年度に活動実績のある場合はさらに加点する。 災害に関する協力事業者の登録は、安城市災害緊急協力業者(工事)とする。 協定締結は、「災害時における協力に関する協定書(建設協力会)」、「災害時における復旧工事の協力に関する協定」および「災害時における応急対策の協力に関する協定書」とする。 活動実績は、協定等に基づき市が依頼した災害出動とする。		2										
			登録又は協定締結	1点													
			上記以外	0点													
		建設機械の保有(土木一式、舗装、造園、水道施設)	3台以上	1点	自社保有又はリースを対象とし、経営事項審査における対象建設機械と同じとする。 土木、舗装、造園、水道は3台以上、建築、電気、管は1台以上の保有を加点する。	最新の経営規模等評価結果通知書の写し	1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1										
			上記以外	0点													
		建設機械の保有(建築一式、電気、管)	1台以上	1点			1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1										
			上記以外	0点													
		災害対策業務委託の受託	あり 上記以外	1点 0点	安城市の発注する風水害、雪水対策等の業務委託について、当該年度の受託ありの場合、加点する。		1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1										
		被災建築物応急危険度判定士の雇用	2名以上雇用	1点	本支店が安城市に所在する事業者で、愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者が正規社員としての雇用に応じて加点する。	愛知県被災建築物応急危険度判定士登録証の写し 登録者が正規社員として確認できる資料(健康保険被保険者証等)の写し	1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1										
			1名雇用	0.5点													
	上記以外		0点														
	前年度の水道施設緊急修繕協定締結及び前年度の活動実績	活動実績あり	1点	前年度の水道施設緊急修繕協定締結ありの場合、加点する。 前年度に協定に基づく依頼を5割以上実施した場合にはさらに加点する。		1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1											
		協定あり	0.5点														
		上記以外	0点														
	安城市発注の同工種工事の前年度における「安城市地域貢献業者」	10件以上	3点	前年度に契約金額500万円以上の同工種工事を5件以上竣工し、全ての工種工事の工事成績評定が6.5点以上の場合に「安城市地域貢献業者」として認定し加点する。		3											
		7件以上	2点														
5件以上		1点															
上記以外		0点															
社会貢献	障害者雇用の有無	法定雇用率以上	1点	法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号、以下「雇用促進法」という。)第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で、前年度6月1日現在のものとする。雇用促進法で雇用を免除されている事業者については、実際に1人以上雇用していれば、加点する。	雇用者状況報告書の写し 障害者手帳の写し	1											
		上記以外	0点														
	更生保護における就労支援	雇用実績あり	1点	本支店が安城市に所在する事業者で、加算点申告表を提出する日の前日時点で協力雇用主として名古屋保護観察所に登録がある場合、加点する。 雇用実績については、上記に加えて、同一人物を加算点申告表を提出する日の前日時点から過去1年の間に連続して3か月以上雇用(雇用期間の一部または全部が過去1年に含まれていること)のあることについて、名古屋保護観察所が発行した「保護監査対象者の雇用に関する証明書」で確認できる場合、さらに加点する。	雇用実績の場合は、雇用証明書(写し)	1											
協力雇用主登録あり		0.5点															
上記以外		0点															
環境	環境配慮の取組	取得あり 取得なし	1点 0点	エコアクション21又はISO14001の取得があれば、加点する。 契約先となる本支店が認証されていること。	登録証の写し	1											
社会性	入札参加資格停止措置	なし あり	0点 -1点	3年前の年度当初の日から加算点申告表を提出する日の前日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格(一般・指名)停止要綱による停止措置のある場合は減点する。		0											
小計(満点)						10 (12)	10 (12)	9 (11)	9 (11)	9 (11)	9 (11)	10 (12)					
C	施工体制	品質確保の実効性	低入札調査基準価格以上の入札で、品質確保のための施工体制が十分確保されると認められる	7.5点	入札参加資格要件を満たし予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち入札書の内容により施工体制が十分確保されると認められる者にはそれぞれ7.5点を加点する。 低入札調査基準価格未満の入札の場合は、それぞれ0点とする。	7.5											
			低入札調査基準価格未満の入札で、品質確保のための施工体制が概ね確保されると認められる	0点													
		施工体制確保の確実性	低入札調査基準価格以上の入札で、品質確保のほか、適切な施工体制が十分確保されると認められる	7.5点								7.5					
			低入札調査基準価格未満の入札で、品質確保のほか、適切な施工体制が概ね確保されると認められる	0点													
小計(満点)						15											
評価点合計(満点)						32 (34)	29 (31)	28 (30)	28 (30)	31 (33)	31 (33)	32 (34)					

同工種とは、建設業法別表第1に掲げる工事の種類で当該工事と同じ種類とする。
 施工実績は、特に指定の無い場合は、国、地方公共団体及び特殊法人等の当該工事の元請としての施工実績を対象とする。
 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。
 安城市発注の工事で工事成績評定が6.0点未満の工事は施工実績と認めない。(減点項目を除く)
 「過去 年間」にの表記には、当該年度は含まないものとする。
 令和6年6月までに公告する工事の工事成績に係る項目については、「前年度」は「前々年度」に、「過去 年間」は「前々年度から過去 年間」にそれぞれ読み替える。